

児童虐待における  
学校園と子ども家庭センターの連携について  
一通告等に関する基本的ルール

(抜 粹)

平成16年6月

大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課

大阪府教育委員会事務局教育振興室児童生徒課

# 学校園と子ども家庭センターの連携について

## 1. 目的

昨年度岸和田市において痛ましい児童虐待事件が発生した。こういった児童虐待の防止を図るため大阪府において「児童虐待問題緊急対策検討チーム」を設置し、大阪府に対し緊急提言「子どもの明日を守るために」をいただいた。大阪府としては、このことを真摯に受け止め、この提言に示された学校と子ども家庭センターの連携に一定のルールを定め、より充実した連携体制を構築することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ることを目的として、これを作成する。

## 2. 基本的考え方

学校園と子ども家庭センターとの連携においては、

- ・ 学校園は、児童の虐待について、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき子ども家庭センター(児童相談所)に通告する。
  - ・ 通告は、本年3月改正された児童虐待の防止等に関する法律の主旨にそって、児童虐待を受けたと思われる(疑いの)状態の児童を含めて行う。
  - ・ また、同法の改正に示された団体の通告義務を重視し、機関としての組織的な通告を行う。
  - ・ 通告に際しては、書面をもって行う(緊急の場合は、この限りではない)。
  - ・ “通告=連携”と考えず、“通告=連携の始まり”と考える。
  - ・ 通告後の対応方法は、学校園と子ども家庭センターの間で合意を図り、当面の対応方法に沿って実行するとともに、問題解決の方針については、学校園と子ども家庭センターで連携して対応を行いつつ決定する。
  - ・ 「組織的な通告」ということを意識しすぎるあまり、慎重になりすぎて躊躇せず、本来の目的である早期発見・早期対応を図るように心がける。
  - ・ 通告の終結についても合意を図る。通告の終結とは、当該通告に係る連携を終結することと考えるもので、すべての問題の解決が図られたと考えるものではない。
- 以上を基本的考え方として、連携を行う。

## 3. 具体的方法

- ・ 学校園内で担任および他の者が児童虐待及びその疑いに気がついたときは、一人で抱え込まずに、同僚や管理職に相談する。
- ・ 学校園で相談を受けたものは、状況を客観的に捉え、職員間の話題のみに終わらせずに、必ず管理職に報告する。
- ・ 学校園の管理職は、別紙通告書に記入の上、子ども家庭センターに通告する。(緊急の場合はこの限りではない。)
- ・ 子ども家庭センターは、別紙通告書に基づく通告を受けたときは、その内容を学校園職員に確認し、当面の対応策について一緒に考える。
- ・ 当面の対応策が、双方合意の上で決定した後は、通告書にある当面の対応の欄に記入し、通告書の写しを作成し、双方で持ち帰る。
- ・ 双方とも持ち帰った通告書の内容を管理職に報告し、当面の対応を行いつつ、適宜情報交換を行う。また、学校園は、同書(写し)を市町村教育委員会に提出する。(なお、府立高校については、府教委児童生徒課へ、盲聾養護学校については、府教委障害教育課へ提出する。)
- ・ 一定の状況把握、対応を行った上で、当面の連携した対応が必要ない状態になった場合は、通告の終結をするものとし、双方で確認をする(EX.施設入所・学校園で観察する・ほぼ虐待の状況が見られない状態になるなど)。
- ・ 一旦終結した後も、必要が生じれば、同児童について再度通告を行う。

※ 児童とは、児童福祉法に定める18歳未満の者を言う(幼児・児童・生徒)。

平成 年 月 日

通 告 書

子ども家庭センター所長 様

学校園名 \_\_\_\_\_

電話番号 — —

学校園長名 \_\_\_\_\_

児童 氏名	S・H 年 月 日生	歳	男・女	年生
住 所	TEL: — —			
保護者 氏名	歳	続柄( )	保護者への対応	
通告理由 (本人の状況)	身体的虐待 ネグレクト 性的虐待 心理的虐待		児童への対応	
	(いつ?誰から?どのように?頻度は?発覚の経緯)			
家庭状況 (家族構成等)	※きょうだいへの注意の必要性			
対応経過等 及び 学校園の 所見				

※ 児童とは、児童福祉法に定める 18 歳未満の者を言う(幼児・児童・生徒)

当面の対応 (合意による)	(学校園、子家Cで話し合って記入)
通告の終結 (合意による)	